

5. 実施スケジュール概要（県としての取組み）

ここでは、「4. 施策内容」のうち、県としての取組みに関係する主な施策内容の実実施スケジュールを示すものとする。

なお、現場は廃棄物の全量撤去終了後、現場内地下水が環境基準に適合し、かつ安定したことを確認する必要がある、一定期間、水処理施設の稼働を要することが見込まれている。また、稼働にあたっては、水処理施設の処理能力を超えないよう、雨水の浸透を抑制する必要がある、表面遮水等の措置が見込まれている。

このため、現場における環境再生事業は、水処理施設の稼働終了後の着手を基本とすることとし、概ねのスケジュールとして示すものである。

